土砂埋立て等を行う方へ（お知らせ）

○　令和元年９月１日から、『許可を要しない土砂埋立て等』として下記の項目が追加されました。
**　ただし、一部の項目については、30 日前までに知事に計画書を提出し、その計画に従って行為を行う場合に限られています。**
○　『許可を要しない土砂埋立て等』に該当するかどうかの判断に当たっては、十分な余裕をもって、ご相談ください。

※　該当しない場合には、許可申請手続き(事前協議・住民説明会・許可申請等)が必要となりますので、ご留意ください。事前協議、住民説明会を経て許可申請となりますが、申請後、許可までの標準処理期間は３カ月となります。

1　改正の内容

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）により、3,000 ㎡以上の土砂埋立て等（土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積）を行おうとする場合には、知事の許可等が必要となりますが、不適正な土砂埋立て等を行うことがないと考えられる国、地方公共団体等が行う行為や他法令で適正に規律されると考えられる行為のほか、原材料としてのみ使用する土砂等の堆積、機能を維持するための埋立て等の行為等は「許可を要しないもの」と定められています。

今般、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正し、許可対象外とする項目を追加しました。

2　改正により追加された項目（詳細についてはお問い合せください。）※改正後の規則は【別紙】参照

規則第５条で定める許可を要しない土砂埋立て等に、以下の項目を追加しました。

ただし、第３号、第４号、第７号、第８号及び第９号の各項目については、土砂埋立て等に係る行為の開始の日の 30 日前までに、知事に計画書を提出し、その計画に従って行為を行う必要があります。（第 14 号については、自然環境保全条例第 34 条の規定に基づく届出等が必要です。）

・運動場、広場等において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（第３号）
・工事において発生した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（第４号）
・建築物を撤去した際の跡地を埋め戻すことを目的とした土砂埋立て等（第６号）
・建築物の新築等を目的として行う軽易な土砂埋立て等（第７号）
・建築確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等（第８号）
・駐車場の造成を目的として行う軽易な土砂埋立て等（第９号）
・道路において地下埋設管の新築等を目的として行う土砂埋立て等（第 10 号）
・都市計画法施行令第 21 条の規定に掲げる建築物のための開発行為として行う土砂埋立て等(第 13 号)
・大阪府自然環境保全条例第 33 条等の規定による緑化を目的として行う軽易な土砂埋立て等(第 14 号)

【お問い合わせ先】
■北部エリア（豊中市･池田市･吹田市･高槻市･茨木市･箕面市･摂津市･島本町･豊能町･能勢町）
大阪府　北部農と緑の総合事務所　みどり環境課　茨木市中穂積 1-3-43（三島府民センタービル内）　電話：(072)627-1121㈹
■中部エリア（大阪市･守口市･枚方市･八尾市･寝屋川市･大東市･柏原市･門真市･東大阪市･四條畷市･交野市）
大阪府　中部農と緑の総合事務所　みどり環境課　八尾市荘内町 2-1-36（中河内府民センタービル内）　電話：(072)994-1515㈹
■南河内エリア（富田林市･河内長野市･松原市･羽曳野市･藤井寺市･大阪狭山市･太子町･河南町･千早赤阪村）
大阪府　南河内農と緑の総合事務所　みどり環境課　富田林市寿町 2-6-1（南河内府民センタービル内）　電話：(0721)25-1131㈹
■泉州エリア（堺市･岸和田市･泉大津市･貝塚市･泉佐野市･和泉市･高石市･泉南市･阪南市･忠岡町･熊取町･田尻町･岬町）
大阪府　泉州農と緑の総合事務所　みどり環境課　岸和田市野田町３-13-２（泉南府民センタービル内）　電話：(072)439-3601㈹
■全般
大阪府　みどり推進室　森づくり課　保全指導グループ　大阪市住之江区南港北１-14-16（咲洲庁舎 22 階）　電話：(06)6941-0351㈹
■ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosyajourei/index.html（みどり推進室森づくり課 HP）

【別紙】

「許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等」（規則第４条第１号～10 号）
「許可を要しない土砂埋立て等」（規則第５条第１号～第 15 号及び同条第２号に基づく公示）

（許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等）

第四条　条例第七条第七号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第二号を除く。）の許可

二　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第九十一条第一項の許可

三　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の認可又は同法第七十六条第一項の許可

四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の許可

五　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の承認

六　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認又は同法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可

七　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可

八　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項若しくは第五十条の二第一項の認可又は同法第六十六条第一項の許可

九　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第六十七条第一項の許可又は同法第三十三条第一項の認可

十　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の認可

（許可を要しない土砂埋立て等）

第五条　条例第七条第九号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

一　コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等

二　運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（知事が公示して定めるものに限る。）

三　運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　催しの名称、概要、主催者名、受託事業者名、実施場所及び実施期間

ロ　土砂埋立て等の計画

四　土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該搬出の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂搬出及び埋戻しの計画

五　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等

六　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等

七　前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が一メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂埋立て等の計画

八　建築基準法第六条第一項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建蔽率（建築基準法第五十三条第一項に規定する建蔽率をいう。）で除した面積を超えないもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂埋立て等の計画

九　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第二条第六項に規定する道路（以下「道路」という。）に接続するために行う五百平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が一メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の三十日前までに、知事に提出したものに基づき行われるものに限る。）

イ　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

ロ　土砂埋立て等の計画

十　道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等

十一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第六項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第十項第一号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第二十五号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第十五条第一項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等

十二　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項若しくは第十一条第一項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年条例第六号）第八十一条の八第一項若しくは第八十一条の十二第一項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等

十三　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等

十四　大阪府自然環境保全条例（昭和四十八年大阪府条例第二号）第三十三条の規定による緑化（同条例第三十四条第一項に規定する緑化計画書を届け出て行うものに限る。）又は同条例第三十八条の規定に基づき市町村の条例の規定による届出をし、協議をし、その他必要な行為をして行う緑化を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが一メートル未満であるもの

十五　法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

（注）令和元年大阪府規則第 34 号（令和元年８月 30 日公布・同年９月１日施行）により、下線部が追加されました。

平成 27 年６月 16 日大阪府告示第 870 号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第５条第２号の知事が定める土砂埋立て等

1　運動場において利用者が安全に運動を行うことができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等

2　駐車場において道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第１項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行し、及び駐車することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等

3　現に農業の用に供されている農地内において農産物の品質を保つことを目的として行う土砂埋立て等

4　宅地（宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第１号に規定する宅地をいう。）内の緑地の整備を目的として管理者が行う土砂埋立て等

5　道路（道路運送車両法第２条第６項に規定する道路をいう。）において、同法第２条第１項に規定する道路運送車両が円滑かつ安全に走行することができることを目的として管理者が行う土砂埋立て等

（注）令和元年大阪府告示第 190 号（令和元年６月３日告示）により、第４号及び第５号が追加されました。

<令和元年９月２日作成　みどり推進室森づくり課>